

許 可 条 件 書

- (1) 写真撮影許可を行う写真機の台数は、一者あたり2台とする。
- (2) 撮影に当たっては、市が指定する場所が特別史跡地であり、また、代表的観光地であるという特殊性に留意し、善良な風俗を乱し公共の利用に反する行為をしないこと。
- (3) 常に国宝姫路城における写真業者という自覚に徹し、観光客の争奪など観光客に迷惑をかけないこと。
- (4) 姫路公園内の諸施設、樹木その他に損害を与えないことは勿論、登閣者の妨害にならないよう特に留意し、行為を終えた後は現状に回復し清掃すること。
- (5) 従事者の服装は端正にして腕に所定の腕章（ネーム入り）をかけ、観光客に対し暴言をはくことなく、親切丁寧を旨とすること。
- (6) 写真には世界遺産国宝姫路城と明記すること。
- (7) 城内記念写真撮影許可名義を他人に貸さないこと。
- (8) 撮影従事者及び人員配置は、2名以内とする。
- (9) 写真の販売価格は、他の観光写真価格等を参考とし、適正な価格で販売すること。
- (10) 市の行事その他で撮影場所が使用できないときは、その期間中撮影場所を変更し、又は許可を停止することができるものとする。
- (11) 市が必要と認めたとき、その他許可条件並びに姫路城市管理条例、その他関係法令の規定に違反したときは、許可を取り消すことがある。
- (12) この条件に明記されていない事項があっても姫路城市管理条例、その他関係法令、規定並びに関係職員の指示を厳守すること。